

高砂市障害者交流事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者とその他の市民とが交流して行うスポーツ及びレクリエーション活動等の事業に対し補助金を交付することにより、障がい者の社会参加を促進するとともに、広く障がい者に対する理解と認識を深め、障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、参加者総数のおおむね3分の1以上の障がい者が参加するスポーツ及びレクリエーション活動等の事業で、利用者同士、ボランティア、地域住民等との交流が図られ、かつ事業の目的が達成できる内容であるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、前条に規定する補助金の交付の対象となる事業を実施する各種団体とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、第3条に規定する補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費のうち別表に掲げるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 交際に係る経費
- (2) 親睦、慰労又は慶弔に係る経費等で構成員等の直接的な利益に帰するもの
- (3) 事業を実施する上で必要となる備品の購入費
- (4) その他この要綱の趣旨に添わないと市長が認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、1事業の実施につき、予算の範囲内において市長が定める額とする。ただし、その上限額は、1事業の実施につき、300,000円とする。

(補助金の手続)

第7条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるところによる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

- 1 謝礼金等
- 2 旅費
- 3 消耗品費
- 4 印刷製本費
- 5 役務費
- 6 使用料及び賃借料
- 7 食糧費（1事業につき、全食糧費の半額かつ1人当たり1,000円を限度とする。）